

和同記簿

和同記簿とは、労働組合の恩恵を受ける者として、その恩恵を受ける権利を行使し、労働組合の活動に協力し、労働組合の発展に寄与することを目的とするものである。

1. 現行の労働組合の規約に、和同記簿の加入を認めることとし、その加入の条件を定めることとする。

2. 和同記簿の加入者は、労働組合の規約に定められた条件を満たすこととする。

3. 和同記簿の加入者は、労働組合の規約に定められた条件を満たすこととする。

4. 和同記簿の加入者は、労働組合の規約に定められた条件を満たすこととする。

以上、和同記簿の加入に関する事項を定めることとする。

和同記簿の加入者は、労働組合の規約に定められた条件を満たすこととする。

1. 和同記簿の加入者は、労働組合の規約に定められた条件を満たすこととする。

2. 和同記簿の加入者は、労働組合の規約に定められた条件を満たすこととする。

3. 和同記簿の加入者は、労働組合の規約に定められた条件を満たすこととする。

和同記簿の加入者は、労働組合の規約に定められた条件を満たすこととする。

和同記簿の加入者は、労働組合の規約に定められた条件を満たすこととする。

和同記簿の加入者は、労働組合の規約に定められた条件を満たすこととする。